

別添資料5 リスク分担表

双葉町と指定管理者の責任分担は次の通りとする。ただし、次に定める事項に疑義が生じた時、または次に定める事項にない事項が生じた時は、双葉町と指定管理者の協議の上、責任分担を決定する。

リスクの種類	リスクの内容	負 担 者	
		双 葉 町	指定管理者
法令の変更	指定管理者が行う管理業務に影響を及ぼす法令変更等	協議	
税制度の変更	施設管理に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	人件費、物件費など物価変動による経費の増加		○
金利変動	金利の変動による経費の増加		○
管理の中断・変更	自然災害等不可抗力によるもの	協議	
	町に帰責事由があるもの（政策方針の変更等）	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの（事業者破綻、事業放棄等）		○
募集要項等の不備	募集要項等の不備・契約不適合による不利益	○	
施設の原状回復	指定管理者の変更時における施設の原状回復		○
運営費の膨張	指定管理者以外の要因による運営費の膨張	○	
施設の使用不能等、及びそれに伴う利用料金収入の減少	指定管理者に帰責事由があるとき		○
	上記以外の場合（ただし、指定管理料を減額するときがある。）	○	
損害賠償等	管理上の契約不適合による事故・臨時休業等に伴う利用者への損害		○
施設修繕等	法令の変更等により必要になった施設修繕等	○	
	管理上の不備又は契約不適合を原因とする火災、事故等による施設、設備、備品損傷	○	○ （自主事業に関するもの）
	上記以外の事由による施設、設備、備品の損傷（経年劣化を含む。）	1件当たり 50万円以上	1件当たり 50万円未満

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		双葉町	指定管理者
債務不履行	協定内容の町による不履行	○	
	業務及び協定内容の指定管理者による不履行		○
	提供するサービスの業務仕様書との不適合		○
災害・火災・事故対応	利用者の安全確保、避難誘導、被害調査、災害復旧等	○	○
		(被害調査・災害復旧等)	(安全確保・避難誘導)
保険加入	利用者等への損害又は管理上の不備や契約不適合による損害賠償に対する保険への加入	○	○ (自主事業に関するもの)
	火災保険（建物損害共済）への加入	○	
苦情対応	施設利用者等からの苦情、要望、訴訟等への対応		○
個人情報	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪発生		○
その他	募集要項、協定書、仕様書、リスク分担表に定めのない事項が生じた場合	協議	

【リスク管理】

- (ア) 指定管理者は、利用者等の安全確保を最優先に、建物、附帯設備及び備品等の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置等に努めること。
- (イ) 建物、附帯設備及び備品等について、常に善良な管理者の注意をもって管理を行うこと。
- (ウ) 施設の損傷や物品の破損等が指定管理者の故意又は過失による場合は、指定管理者の負担で速やかに原状に回復、修理、代品確保等を行うか、損害の相当額を賠償すること。町又は指定管理者以外の者が原因者であり、原因者を特定出来る場合は、指定管理者が原因者に原状復旧を求めること。原因者が判明しない場合や、判明したとしても費用負担を求めることが困難な場合は、本施設の適正管理の観点から、指定管理者が原状復旧等の応急対応を行い、費用等は別途町と協議する。